

会 議 録 目 次

令和5年第1回海田町議会臨時会（第1日目）

令和5年1月31日（火）午前9時00分 開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 3	諸般の報告 ・議会報告・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日 程 第 4	第1号議案 令和4年度海田町一般会計補正予算（第6号）・・・	4
	（閉 会）・・・・・・・・・・・・・・・・	12

令和5年第1回海田町議会臨時会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 令和5年1月31日(火)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 1月31日(火)午前9時00分宣告(第1日)

~~~~~○~~~~~

4. 応招議員(14名)

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 石橋京子  | 2番  | 西田誠一  |
| 3番  | 玉川真里  | 4番  | 小田久美子 |
| 5番  | 欠員    | 6番  | 大高下光信 |
| 7番  | 欠員    | 8番  | 大江康子  |
| 9番  | 下岡憲国  | 10番 | 宗像啓之  |
| 11番 | 久留島元生 | 12番 | 多田雄一  |
| 13番 | 崎本広美  | 14番 | 前田勝男  |
| 15番 | 佐中十九昭 | 16番 | 桑原公治  |

~~~~~○~~~~~

5. 不応招議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 出席議員(14名)

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 石橋京子  | 2番  | 西田誠一  |
| 3番  | 玉川真里  | 4番  | 小田久美子 |
| 6番  | 大高下光信 | 8番  | 大江康子  |
| 9番  | 下岡憲国  | 10番 | 宗像啓之  |
| 11番 | 久留島元生 | 12番 | 多田雄一  |
| 13番 | 崎本広美  | 14番 | 前田勝男  |
| 15番 | 佐中十九昭 | 16番 | 桑原公治  |

~~~~~○~~~~~

7. 欠席議員

な し



8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | | |
|---------|----|-------|
| 町 | 長 | 西田祐三 |
| 副町 | 長 | 今岡寛之 |
| 企画部 | 長 | 鶴岡靖三 |
| 総務部 | 長 | 丹羽勤 |
| 福祉保健部 | 長 | 森川雅枝 |
| 財政課 | 長 | 吉本真人 |
| 総務課 | 長 | 中村修介 |
| 子ども課 | 長 | 新藤正敏 |
| 保健センター | 所長 | 森原知美 |
| ひまわりプラザ | 館長 | 下田由香里 |



9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | | |
|-------|---|------|
| 議会事務局 | 長 | 倉本勇登 |
| 主査 | | 戸成正考 |



10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

・議会報告

日程第4 第1号議案 令和4年度海田町一般会計補正予算（第6号）



11. 議事の内容

午前9時00分 開会

○議長（桑原）皆さんおはようございます。本日は大変御苦労様です。ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しておりますので、令和5年第1回海田町議会臨時会を開会いたします。なお、本日は、地方自治法第121条の規定により、町長及び

説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしますので、御了承ください。

直ちに本日の会議を開きます。さて、昨年から続く物価上昇がまだ終息しない中、一部の企業において賃上げを行うという明るい動きも見られますが、その動きはあくまで一部にとどまっており、全体としては、賃金の伸びが物価上昇分を下回るという家計にとって大変厳しい状況が続いております。このような環境下では、子どもを産み育てることに不安を持たれる方が多い結果、近年の出生率の更なる低下に影響を与えているとも言われています。政府においては、このような社会経済状況に鑑み、本格的な少子化対策を実施するなど、表明しております。本臨時会においては、妊娠時及び出産時に経済支援等を行うための補正予算が上程予定でございます。各議員におかれましては、このような状況を勘案の上、慎重審議をお願いしたいと思います。この際町長から発言の申出がございますので、これを許可します。町長。

○町長（西田）皆さん、改めまして、おはようございます。本日、令和5年第1回海田町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。本臨時会には、補正予算1件を提出しております。議員の皆様におかれましては、十分に御審議いただきまして、是非とも議決を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。以上、本臨時会の招集に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

○議長（桑原）本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付しております日程第1から日程第4に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、14番、前田議員、15番、佐中議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決めます。この際議長より、議員の皆様及び執行部の皆さんにお願いをいたします。発言される際には、マスクを着用したままといたしますので、的確で分かりやすく、また、声が聞き取りやすいよ

うマイクを立ててゆっくりと発言をしてください。なお、執行部の皆様におかれましては、挙手の際に職名を名乗っていただきますようお願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第3、諸般の報告を行います。議会報告でございますが、12月21日付で富永やよい議員から、同月31日をもって辞職をしたい旨の辞職願が提出され、同月21日付けで許可をいたしました。また、1月6日付けで、兼山益大議員から、同月22日をもって辞職をしたいという旨が、辞職願が提出されました。同月6日付けで、私が許可をいたしました。また、兼山議員の辞職に伴い、海田町議会委員会条例第5条第2項の規定に基づき、多田雄一議員を議会運営委員として指名をいたしました。以上で、諸般の報告を終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第4、第1号議案、令和4年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第1号議案、令和4年度海田町一般会計補正予算第6号。この度の補正予算につきましては、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせていただきます。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） それでは、第1号議案、令和4年度海田町一般会計補正予算第6号について御説明いたします。資料1として、補正予算説明書を、資料2として、事業概要資料を提出しております。説明は、資料2によりさせていただきます。資料2、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業概要をお願いいたします。1、概要については、孤立感や不安感を抱く妊婦や子育て家庭が少なくない状況で、すべての妊婦・子育て世帯が安心して、出産・子育てできるよう身近で相談に応じ、必要な支援につなぐため、妊娠届出時や出生後に、保健センターやひまわりプラザの保健師が面談し、伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産・子育て応援給付金による経済的支援を一体的に実施するものでございます。2、事業内容について、表にまとめておりますが、表左側に、伴走型相談支援の内容として、面談実施のタイミング、面談の実施機関・実施者、面談の対象者、面談の内容・実施方法について、それぞれ記載しております。次に、表右側には、出産・子育て応援給付金の内容として、支給のタイミング・支

給の条件や支給形態の想定を記載しておりますが、これらは今後、広島県が広域的なプラットフォームの構築を検討する予定でございます。そのため、この度の補正予算においては、表の下段に記載のとおり、現金での支給を実施いたします。まず、遡及適用者への支給については、今年度、事業開始前に出産された方に対しては、10万円を一括支給いたします。また、事業開始時点で、妊娠期にある方は5万円を支給します。次に、令和5年2月から3月の間で、妊娠届をされた方は、その都度、面談の上5万円を支給いたします。続いて、資料裏面をお願いします。3、補正予算額については、歳入歳出それぞれ記載のとおりでございます。また、その差額については、歳入において、財政調整基金繰入金により、財源調整いたします。4、事業開始時期については、令和5年2月でございます。資料2枚目としては、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金と、かいた版ネウボラのイメージ図を添付しております。続きまして、議案を御説明いたします。第1号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に4,848万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を140億2,410万3,000円とするものでございます。以上で、令和4年度海田町一般会計補正予算第6号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。玉川議員。

○3番（玉川）3番、玉川です。今回の補正予算に伴って伴走型相談支援についても提示されてますので、こちらについて御質問させていただきます。2点あります。1点目、伴走型相談支援の3番の全戸訪問については、回数は何回ぐらいを想定されているのでしょうか。2点目、電話相談、出産後の不安定な時期に、電話での御相談、電話でのアウトリーチっていうのも必要だと思うのですが、そこについてどのように支援をしようと思っているのか、この2点について、御答弁をお願いします。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）1点目につきましては、全戸訪問は生後2か月ぐらいのときに赤ちゃん訪問を行うものでございまして、これは1回を予定しております。それから2点目の電話相談につきましては、随時、保健センターやひまわりプラザで電話相談を受け付けておりますけれども、②にあります妊娠8か月前後のところでは妊婦電話というのを、妊娠7か月頃に全員の妊婦さんにしております。相談はいつでも電話でも対面でもできるような体制をとっております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）再度確認ですが、電話で、アウトリーチでの電話という形でこちらからの電話をかけるのは、7か月頃に1回、全妊産婦さんにされるということによろしいですか。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）そのとおりでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。数点お尋ねしますが、まず第1にですね、予算の編成の仕方、特定財源で、ここに、何ぼ、4,070万円、一般財源から778万円。この予算の編成で、なぜ財調から編成をするようにしておるのか。予算の編成の仕方は、いろいろあると思うんですけども、入札残であって補正をするのか、あるいは未執行の年度の予算があるわけですから、それを、財調から、繰入れをする。なぜそのようにしていくのか。1年間の予算の中でやりくりをしながら、そして、その努力によってまだ足りないところは、財調でやるというのが、私は基本だと思っておりますが、いきなり財政調整基金から取崩して、後ほどの、この事業が、決算時に、財調にまた繰入れをする、そのためにそうしていくのかどうか、まず1点。二つ目には、遡及適用というのがありますが、先ほど説明がありましたように、妊娠時とあるいは出生した後、子育て支援のためにやるという、いろいろ調べてみると、令和4年の4月1日から実施することになるとるんですね。しかし、令和5年の今の説明では、令和5年2月からという、そうすると約60日しか期間がない。これの事業の進展方法によっては、年度内に解決できない問題が出てくる。これはどうするのか。それから三つ目には、遡及というのがありますが、何年から何年のことなのか。どこまでが、その対象になるとるのか。例えば、妊娠したとき、あるいは出産したとき、それから、何年後まで、期間が明確でないんです。私、ちょっと調べた中では、2年間というこういうのが出てきておったんですが、私の解釈の仕方が悪いのかどうか分かりませんが、遡及効果も含めてこの事業について、何年間でやるんか。この予算の執行の規定で見れば、2か月でやる、約60日でこの事業をすることになってますが、それ以後どうするのかということですね。しかも、面談をしながら、相手と聞く、すごい時間がかかってくる。そうすると、来年度に繰越していくと。繰越明許あるいはその他のそういう債務負担行為、そういう方法をとっていくのかどうか。ちょっと明確でないんですね。人数がそんなに多くないから、それはできる

んかも分かりません。300件と210件と60件というのは、あって、いつ妊娠時期かいうの、まあ未定ですよ。これらの把握については、漏れがあったりなかったりというように感じるわけですが、それはどうなのか、お尋ねします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず1点目の、この度なぜ財調から繰入れたのか、不用額の活用等もあったのではないかという予算編成の考え方について御答弁申し上げます。まず、財政調整基金については、災害時等の突発的対応やまた当初予算、補正予算段階における財源調整機能を有するものでございますので、この度の臨時補正段階における財源調整として活用したものでございます。次に、不用額等の活用という点については、御指摘の観点もあろうかと思いますが、全体不用額の整理については、例年、最終の3月補正予算で対応しているところでございますので、この度も同様に、3月補正において全体での不用額等の整理の対応をさせていただき予定でございます。なお、この度の出産・子育て応援給付制度について、市町村負担分については、国において地方財政措置がなされるとともに、今年度分については、新型コロナ臨時交付金の活用も可能というところで、こちらについても3月補正段階において、不用額の整理と併せて、財源調整も併せて対応させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）はい、2点目につきましては、遡及適用につきましては令和4年4月1日からとなっておりますけれども、令和4年4月1日から令和5年1月までに出産された方につきましては、10万円を一括支給するものでございます。やり方としましては、遡及適用の場合は、案内文、アンケート、申請書を送って、それをもって、支給するという形になっております。事業が始まりまして、この面談をした上で申請書を書いていただいて支給申請するというような形になっております。で、3点目の、どのくらい、60日でやるのかというところにつきましては、今年度の補正予算につきましては、今年度分、で、来年度につきましては、新年度予算で計上させていただいております。

○議長（桑原）ほかにございせんか。佐中議員。

○15番（佐中）予算の編成はおおむね分かりました。事業の内容として、ここに、出産応援ギフト、あるいは子育て応援ギフト、商品券、これを、届け時から相談を受けてこれを実施するようにしておりますけれども、面談等々については、訪問するのか、それ

とも本人がですね、子どもを抱えて、窓口に来るのかどうか。そのことによって、格差が出てきたり、あるいは調査漏れ等々があるのではないかと。心配するのは、区別と差別が発生するのではないかとこのように思うんですが、その辺はどう対応されるのか、お尋ねをいたします。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）この度の遡及適用者につきましては個別通知を行いますが、事業開始後の面談につきましては、妊娠届というのは必ずひまわりプラザ若しくは保健センターのほうに届を出されますので、その場において面談をして、この制度の趣旨を説明して申請書を書いていただいて支給すると。それが妊娠時の面談になります。で、3点目の、出生時の面談につきましては、赤ちゃん訪問というのを保健センターの保健師が全員にしております。大体、生後2か月ぐらいでしておりますので、必ずその場でまた同じように面談をして、制度の趣旨を説明して申請書を書いて支給というふうな流れになります。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）届け出をするというのは、最初に答弁の中にありましたが、これ周知徹底しなかったら、漏れるおそれがありますよね。途中から、例えば3月入って、この問題で、分かったと。そうすると、期限内に、それが支給できない場合が発生をしたり、あるいは、ここにある何でこんなに、ギフトであるとか商品券であるとか、クーポンであるとか、その選択、なぜそんなことになるのか。先ほど現金というのがありましたが、現金はオールマイティで何でも必要な応援ができるわけですが、なぜこんなことになるのか。難しいように難しいようにこの問題が提案をされておるんですが、なぜそういう区別をするのか。支給するのにですね。私、意味がよく分かりません。ちょっとそれを、説明をお願いしたいと思います。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）妊娠の届出につきましては、医師が妊娠を確認して、母子手帳を取りに行くようにというふうに本人さんに言われますので、そこで、必ず保健センターかひまわりプラザのほうに取りに来られます。そのときに妊娠届を一緒に出していただくということです。それから、クーポン等の区別というところですけども、こちらにつきましては、この表は国の想定を載せておるもので、この度は現金で支給しますけれども、今後、県が広域的なプラットフォームを構築する予定ですので、今後こうい

うものも想定されるというところで、こちらの表に上げているものでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像ですが、2点ほど聞かせていただきたい。来年度からも、引き続きこの事業を継続してやられるということですが、となれば、何らかの根拠がないのに、予算化していくというのは問題があるのではないかと思うんですが、その根拠となるもの、当然、町が支給する以上は、町で、規則なり条例なり定めて行うべき案件だと思うんですが、それについてどうなってるのか。それからもう1点。今後の問題ですが、妊娠時と出産時で、それぞれ5万円ずつ支給、ギフト券を支給するという設定になっておりますが、保健センターの所長がおっしゃられたように、妊娠時に届出があったケースの場合は、それは引き続きできると思うんですが、出産して、出産だけの状態で分かったケースの場合、遡及適用するのかどうか。要は、妊娠時に届出がないケースの場合がありますよね。これは、絶対的にあるいうもんじゃないと思いますので、そういうケースの場合は想定してるのかどうか。その場合にはどういう対応していくのか、ちょっと御答弁願います。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）根拠につきましては、今後、直ちに要綱を制定して実施してまいります。それから、母子手帳がなくてそのまま駆け込み出産となった方についても支給の対象となるように国のほうが方針を立てております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）これだけの予算を立てるのに、全く要綱も何もない状態でもう予算立てるんですか。これはもう、2月からということは明日から、下手したら支給開始になるわけですよね。事務間違ってますか。これからもずっと引き続きやっていく事業に対して、予算だけつくりました、はい事業しますという問題じゃないと思いますよ。本来であれば、この予算を立てる段階と同時に、並行して要綱をつくるなりして、こういう様式でこういうふうにしますよっていう、こういう申請してこういうふうにますよってやるのが本来の姿じゃないんですか。単発的にやる事業でしたら根拠なしでもいいかも分かりませんが、国のほうから予算が来たから使うっていうことでいいかもしれませんが、継続してやる事業に対して、全く根拠のないもので予算立ててくること自体ってのは間違ってますか。私のいうのが間違ってますか、どちらでしょうか。

○議長（桑原）財政課長。

- 財政課長（吉本） 予算が先か条例要綱が先かという点におきましては、自治法 222 条において予算を伴う条例要綱等の規定において、まずは予算が先であるというところがございます。
- 議長（桑原） 宗像議員、3 回目ですからね、しっかり答えてくださいよ。
- 10 番（宗像） 分かりました。確かにそれはあると思いますが、じゃあ要綱とかいうものは全て準備済んでるというふうに理解してもいいんですね。だから、極端に言えば、もう多分要綱ですから町長決裁になると思いますので、もう決裁、いつでもこの予算さえ通れば、通れる状態にしてあるというふうに理解していいんですね。
- 議長（桑原） 保健センター所長。
- 保健センター所長（森原） 今準備しておるところでございます。
- 議長（桑原） ほかにございませんか。小田議員。
- 4 番（小田） 4 番、小田です。この度のこの資料 2 を見ますと、厚労省が示している事業の概要とほぼ同じであるというふうに思いますけれども、となると、もう少し早い段階で、この臨時議会を開くことも可能であったのではないかなというふうに考えますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。次に、資料 2 の中ほど、右側にあります支給形態の想定でございますけれども、出産育児関連の商品券（クーポン）というふうにございますが、これは紙を想定されておるのか、それとも厚労省が示しているように電子クーポンも視野に入れられているのでしょうか。その二つ下の産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用料助成・利用料減免とございますけれども、これは既に海田町では実施をされているのではないかなというふうに思います。これについては、更に助成をし、減免をするのか、それとも、要綱を拡大をしていくのか、どのように変化をしていくのかということと、あと、伴走型相談支援のところ、厚労省は、SNS やアプリを活用した面談や相談も可能というふうに示しておられると思いますけれども、これは海田町では、アプリを活用した面談や相談を実施する予定があるのかなのか。最後に、県が広域的なプラットフォーム構築を今後検討する予定とありますけれども、これに乗っかって、海田町独自の政策はされないのか、これに乗っかるだけで、海田町独自では何かするということは考えておられないのかということをお聞きしたいと思います。
- 議長（桑原） 保健センター所長。
- 保健センター所長（森原） まず、1 点目の臨時議会の時期でございますけれども、12 月

26日に国の説明会がありまして、国の要綱等、そのときに詳細が示されました。それを受けて、この度の臨時議会の時期になったということでございます。それから、2点目のクーポン等のことでございますが、こちらは国が示した想定のもので載せておりますので、今後、どのようにしていくかというのは今後の検討になりますけれども、今回については、現金で支給するというので、こちらの表にもありますが、県が広域的なプラットフォームを今後構築される予定ですので、それも含めて、どのような形にしていくかというのは今後検討していきたいというふうに考えております。それから、4点目のSNS、アプリの面談ですけれども、こちらは可能ではあるんですが、できるだけ対面でできるように、まずは、対面でできるような形でやっていきたいというふうに考えております。それから、5点目の独自の政策につきましては、県の状況を見ながら検討してまいります。

○議長（桑原）海田町の独自感はないのかという御質問ありましたね。はい。福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）3点目の一時保育であるとか産後ケアの利用料については、確かに産後ケアについては現在海田町のほう、県の助成も利用しながらということで、今現状、無料でございますので、これについては、この無料を、県のほうがどの時期まで助成していくかによって、また検討になるかと考えております。また、一時預かりについては利用料がございますので、このあたりも対象になる想定が、今、出されております。保健センター所長申しましたように、県の事業に上乘せして町の事業というところについては、県のやり方や県内市町の実施状況を踏まえながら、また検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

お諮りいたします。これより、第1号議案について採決を行います。お諮りいたします。第1号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおりこれを決します。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）議員の皆様、大変お疲れ様でございました。閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。本日開会の海田町議会臨時会におきましては、議員の皆様方には慎重に御審議をいただきまして、ありがとうございます。本臨時会に提出させていただきました議案につきましては、原案のとおり議決をいただきましたので、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（桑原）以上で、令和5年第1回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆様、大変御苦労様でした。

午前9時35分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和 5年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員